

官報 号外

平成十二年三月九日

○第一百四十七回 衆議院会議録 第九号

平成十二年三月九日(木曜日)

議事日程

第七号

平成十二年三月九日

午後零時三十分開議

第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 土地調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 明日香村における歴史的風土の保存

○本日の会議に付した事件

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 明日香村における歴史的風土の保存

午後零時三十三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長植竹繁雄君。

日程第二 大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長松岡利勝君。

日程第三 明日香村における歴史的風土の保存

○植竹繁雄君登壇

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長松岡利勝君。

日程第三 明日香村における歴史的風土の保存

○松岡利勝君登壇

なると語り、ドイツは、戦後一貫して歴史的事実の究明を進め、近隣諸国からの信頼を得て、ヨーロッパ統合の牽引役を務める国になりました。二十一世紀には、西にドイツあり、東に日本ありますと言われるよう、アジアの諸国から信頼され、東アジアの平和と繁栄を生み出していくといふ日本の姿と、その役割をつくり出していくなければなりません。

すなわち、この前提として、我が国が自発的に歴史的事実の究明を行い、二十一世紀を担っていく次世代に、「眞理が我らを自由にする」という信念のもと、学校教育の現場でも正確に事実を伝えたい必要があると考えますが、文部大臣はどのようにお考えになられるでしょうか。御答弁をいただきたいと思います。

最後に、別表第三関係、特別免許状制度の改善に関する、若者の政治参加についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

半の若者の投票率は、国政選挙において三割を切る危機的状況に陥っています。

昨今の我が国の投票率の低下の問題は、民主主義の根幹にもかかわるものであり、特に二十代前半の若者の投票率は、国政選挙において三割を切る危機的状況に陥っています。

幕末は若い志士たちが明治維新をなし遂げ、戦後も若い力によって、日本は奇跡的な復興を果たしました。

終戦直後の第八十九回帝国議会において、堀切善次郎内務大臣は、「清新激刺、純真熱烈ナル青年有権者ノ選挙ヘノ参加ニ依リマシテ、選挙界ノ固着セル幣寶ヲ一新シ、之ニ新日本建設ノ新シキ政治力ヲ形成スル重要ナル要素ヲ加ヘルコトニ相成ルモノト信ジテ居ル次第アリマス」と高らかに演説し、若い人の力の必要性を説いたのであります。

幕末、終戦後に続く、第三の変革期と言われている今、我が國も、選挙年齢を十八歳に引き下げ、あわせて、民主主義の小学校と言われる地方議会への立候補権も与えることが、議会の活性化に資することと提案をいたします。

海外に目を向けると、百五十六カ国が選挙権年齢を十八歳としており、また、その多くの国が、ロッパ統合の牽引役を務める国になりました。

二十一世紀には、西にドイツあり、東に日本あり

りと言われるよう、アジアの諸国から信頼さ

れ、東アジアの平和と繁栄を生み出していくとい

う日本の姿と、その役割をつくり出していくな

ればなりません。

アメリカでは、小学校のうちからクラスを民主党と共和党に分け、それぞれの政策、主張をディベートで闘わせる授業が行われています。子供は、十二歳から十三歳までほぼ成人と一定程度の政治意識を形成していると言われています。

弁論を競うことは、古代ギリシャから始まる民

主主義の基本であり、言葉に出し主張し合うこと

で筋道立てた考え方身につき、自己の確立と他

者との相違の必然性を知ることができるのです。

成熟しない我が国の民主主義は、このように小

学校で公民教育改革を行うことから考えていかな

くてはならないのではないか

ます。

本案では、わずか四十二人ほどまっている社

会人の教員免状取得を促進させることも内容とし

ております。今後は、生きた政治教育ができる人材の登用もあわせて検討すべきだと考えますが、この点

についても文部大臣の御所見を求め、私の質問を

終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根弘文君登壇〕

○国務大臣(中曾根弘文君) 田中申議員にお答えをいたします。

まず最初に、青少年の情報選択能力についてのお尋ねでありますけれども、情報化の中での子供たちが主体的に必要な情報を取捨選択し、みずから情報を発信することができる能力を身につけることは極めて重要なと考えます。

このため、新しい学習指導要領では、みずから

遊び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、

よりよく問題を解決する資質や能力を育成するこ

とを重視するとともに、中学校の技術・家庭科や

高等学校に新たに設けた情報科において、過剰な情報量への対応など情報化が及ぼす影響についての指導を充実し、情報社会に主体的、自立的に対応できる資質や能力の育成を図ることとしております。

日本の教育現場では、政治制度や仕組みの教育に重点が置かれ、政党政治にはあえて触れず、弁論を競うということとは、ほとんど行われていません。

日本では、小学校のうちからクラスを民主

党と共和党に分け、それぞれの政策、主張をディベートで闘わせる授業が行われています。子供

は、十二歳から十三歳までほぼ成人と一定程度の政治意識を形成していると言われています。

弁論を競うことは、古代ギリシャから始まる民

主主義の基本であり、言葉に出し主張し合うこと

で筋道立てた考え方身につき、自己の確立と他

者との相違の必然性を知ることができるのであり

ます。

成熟しない我が国の民主主義は、このように小

学校で公民教育改革を行うことから考えていかな

くてはならないのではないか

ます。

本案では、わずか四十二人ほどまっている社

会人の教員免状取得を促進させることも内容とし

ております。今後は、生きた政治教育ができる人材の登用もあわせて検討すべきだと考えますが、この点

についても文部大臣の御所見を求め、私の質問を

終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根弘文君登壇〕

○国務大臣(中曾根弘文君) 田中申議員にお答えをいたします。

まず最初に、青少年の情報選択能力についてのお尋ねでありますけれども、情報化の中での子供たちが主体的に必要な情報を取捨選択し、みずから情報を発信することができる能力を身につけることは極めて重要なと考えます。

このため、新しい学習指導要領では、みずから

遊び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、

よりよく問題を解決する資質や能力を育成するこ

とを重視するとともに、中学校の技術・家庭科や

また、「福祉」の教員免許状を取得するための必修科目の具体的な内容については、本法律案の成立後に、学習指導要領の内容に照らし、適切な科目を設定することとしており、御指摘の点につきましては、新しい学習指導要領の趣旨を踏まえつづ、適切に対応してまいる所存でございます。

次に、歴史教育についてのお尋ねでございます。

我が国と近隣アジア諸国との間の歴史につきましても、歴史研究における学問的な研究成果を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じて事実を正確に伝えていくことが重要であります。文部省といたしましては、今後とも、国際理解と国際協調の精神を身につけ国際社会に活躍できる日本人を育成していくところであります。

我が国と近隣アジア諸国との間の歴史につきましても、歴史研究における学問的な研究成果を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じて事実を正確に伝えていくことが重要であります。文部省といたしましては、今後とも、国際理解と国際協調の精

神を身につけ国際社会に活躍できる日本人を育成していくところであります。

官報(号外)

が、私自身、子供の権利、尊厳にかかる重要な問題であると認識しており、社会全体で取り組まなければならぬ、このように考へているような次第でございます。

そこで、厚生省といたしましては、児童虐待の発生防止や早期発見、早期対応に向けて、児童虐待の実態把握やその原因の分析、さらに速やかな通告の促進、そして児童相談所の体制の強化や関係機関との連携の強化など、引き続きあらゆる取り組みを強化してまいります。

こうした取り組みの中で、法的整備の問題につきましては、家庭内に行政が介入すべきかどうかなどの問題もございますが、児童の虐待防止を効果的に進めていくためには何が必要であるかといふ観点から、その必要性についてもこれから検討を進めてまいりたい、このように考へているような次第でございます。(拍手)

以上でございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

午後一時八分散会

出席國務大臣

文部大臣	厚生大臣	農林水産大臣	建設大臣	國務大臣	國務大臣
中曾根弘文君	丹羽雄哉君	玉沢徳一郎君	中山正暉君	青木幹雄君	訓弘君

出席政務次官

文部政務次官

河村建夫君

官 報 (号 外)

附則別表第一（附則第十三條關係）

階	級	仮定俸給年額
大將		八、三三四、六〇〇円
中將		七、四三四、六〇〇円
少將		六、二九一、四〇〇円
大佐		五、五〇一、一〇〇円
中佐		五、一七〇、一〇〇円
少佐		四、一一六、七〇〇円
大尉		三、四三一、六〇〇円
中尉		二、七三五、二〇〇円
少尉		二、三九一、八〇〇円
准士官		二、一六一、〇〇〇円
曹長又は上等兵曹		一、七五九、八〇〇円
軍曹又は一等兵曹		一、六五一、〇〇〇円
伍長又は二等兵曹		一、五九九、四〇〇円
兵		一、四五七、六〇〇円
備考	各階級は、これに相当するものを含むものとする。	
附則別表第四中「一、八四八、〇〇〇円」を「一、八五三、〇〇〇円」に改める。		
附則別表第五中「一、六八一、〇〇〇円」を「一、六八六、〇〇〇円」に、「一、三四九、〇〇〇円」を「一、三五一、〇〇〇円」に、「一、〇八六、〇〇〇円」を「一、〇八九、〇〇〇円」に、「九五九〇〇円」を「九六一、〇〇〇円」に改める。		
附則別表第六を次のように改める。		
附則別表第六(附則第十三条関係)		
仮定俸給年額	金額	額
三、四三一、六〇〇円	三、七三五、七〇〇円	
二、七三五、二〇〇円	二、九三八、〇〇〇円	
一、三九一、八〇〇円	二、六四六、八〇〇円	
一、一六一、〇〇〇円	二、三九一、八〇〇円	

附則別表第六の二から附則別表第八までを削る。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第二項」に、「百四十万七千円」を「百

四十一万千円に改める。
別表中「附則第十三条第四項」を「附則第十二
条第二項」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四

十一年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

「平成十二年四月分」に改め、同項の表中「一、

「二九、九〇〇円」を「一、一三、七〇〇円」に、「八四七、四〇〇円」を「八四九、五〇〇円」

に、「六七七、九〇〇円」を「六七九、六〇〇円」に、「五六五、〇〇〇円」を「五六六、四〇〇円」

に、「七九〇、〇〇〇円」を「七九二、〇〇〇円」に、「五九一、五〇〇円」を「五九四、〇〇〇円」

に、「四七四、〇〇〇円」を「四七五、一〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「三九八、〇〇〇円」

に改め、同条第四項中「平成十一年三月三十日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

正規の
附則第十三条第一項の表中「四、三五二、一

二九、九〇〇円」を「三九、〇〇〇円」
は、「三九、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)
第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第十条第一項に規定する日雇人(同法第七条第一項に規定する日雇人)とし

る旧軍人(附則第十二条において「旧軍人」といふ。)を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧準軍人(附則第十条において「旧準軍人」という。)を除く。)に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成十二年四月分以後、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に

それぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第百五十五号附則その他の恩給に関する法令を含む。附則第十条において同じ。)の規定によって算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項症の増加恩給を除く。)については、平成十二年四月分以降、その年額(恩給法第六十五条第一項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成十二年二月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額については、なお從前

第五条 第七項症の増加恩給については、平成十二年四月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成十二年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成十二年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十一条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五

十一年法律第五十一号。次条において「法律第

五十一号」という。附則第十四条第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成十二年四月分以降、その加算の年額を、改

正後の同項に規定する年額に改定する。

第九条 傷病者遺族特別年金については、平成十二年四月分以降、その年額を、改正後の法律第

五十一号附則第十五条の規定によって算出して

得た年額に改定する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

第十条 旧軍人若しくは旧准軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成十二年四月分以降、これらの年額

を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(改正後の法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(職権改定)

第十二条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十三条 平成十二年四月分から同年八月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則別表(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となっている俸 給年額	仮定俸給年額
一、一四四、一〇〇円	一、一四七、〇〇〇円
一、一九四、八〇〇円	一、一九七、八〇〇円
一、二四六、九〇〇円	一、二五〇、〇〇〇円
一、二九八、五〇〇円	一、三〇一、七〇〇円
一、三五一、二〇〇円	一、三五四、六〇〇円
一、三八三、九〇〇円	一、三八七、四〇〇円
一、四一六、八〇〇円	一、四一〇、三〇〇円
一、四五四、〇〇〇円	一、四五七、六〇〇円
一、五〇七、〇〇〇円	一、五一〇、八〇〇円
一、五五二、七〇〇円	一、五五六、六〇〇円
一、五九五、四〇〇円	一、五九九、四〇〇円
一、六四六、九〇〇円	一、六五一、〇〇〇円
一、六九八、九〇〇円	一、七〇三、一〇〇円
一、七五五、四〇〇円	一、七五九、八〇〇円
一、八一二、七〇〇円	一、八二七、二〇〇円
一、八八四、〇〇〇円	一、八八八、七〇〇円
一、九一九、一〇〇円	一、九三三、九〇〇円
一、九八七、〇〇〇円	一、九九一、〇〇〇円
一、〇四三、六〇〇円	二、〇四八、七〇〇円
一、一五五、六〇〇円	二、一六一、〇〇〇円
一、一七一、一〇〇円	二、一七七、八〇〇円
一、三八六、八〇〇円	二、三九一、八〇〇円
一、五一三、七〇〇円	二、五一〇、〇〇〇円
一、五七八、五〇〇円	一、五八四、九〇〇円
一、六四〇、二〇〇円	一、六四六、八〇〇円

官報(号外)

二、七二八、四〇〇円	二、七三五、一〇〇円
二、七八〇、三〇〇円	二、七八七、三〇〇円
二、九三〇、七〇〇円	二、九三八、〇〇〇円
三、〇〇五、四〇〇円	三、〇一二、九〇〇円
三、〇八三、一〇〇円	三、〇九〇、九〇〇円
三、一三三、三〇〇円	三、一四一、四〇〇円
三、三八四、五〇〇円	三、三五三、〇〇〇円
三、四一四、〇〇〇円	三、四三一、六〇〇円
三、五四九、〇〇〇円	三、五五七、九〇〇円
三、七二六、四〇〇円	三、七三五、七〇〇円
三、九〇一、一〇〇円	三、九一、九〇〇円
四、〇一〇、六〇〇円	四、〇一〇、六〇〇円
四、一一六、四〇〇円	四、一一六、七〇〇円
四、三三一、一〇〇円	四、三四一、〇〇〇円
四、五四一、四〇〇円	四、五五一、八〇〇円
四、五八二、七〇〇円	四、五九四、二〇〇円
四、七四六、一〇〇円	四、七五八、〇〇〇円
四、九五一、二〇〇円	四、九六四、六〇〇円
五、一五七、二〇〇円	五、一七〇、一〇〇円
五、三六〇、八〇〇円	五、三七四、二〇〇円
五、四八九、四〇〇円	五、五〇三、一〇〇円
五、六二六、三〇〇円	五、六四〇、四〇〇円
五、八九〇、二〇〇円	五、九〇四、九〇〇円

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額が五、八九〇、一〇〇円を超える場合においては、当該俸給年額を、仮定俸給年額とする。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)		理由			
出に関する報告書		の基礎となる俸給年額、普通恩給及び扶助料の最低保障額等の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。			
議案の目的及び要旨					
本案は、恩給受給者に対する処遇の適正化改善を図るため、平成十一年における公務員給与の改定、消費者物価の動向その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を〇・一五%引き上げるほか、遺族加算額等についても所要の改定を行お					

普通恩給		理由			
(一) 区 分		最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となる俸給年額、普通恩給及び扶助料の最低保障額等の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。			
議案の目的及び要旨					
本案は、恩給受給者に対する処遇の適正化改善を図るため、平成十一年における公務員給与の改定、消費者物価の動向その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を〇・一五%引き上げるほか、遺族加算額等についても所要の改定を行お					

普通扶助料		理由			
(二) 区 分		最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となる俸給年額、普通恩給及び扶助料の最低保障額等の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。			
議案の目的及び要旨					
本案は、恩給受給者に対する処遇の適正化改善を図るため、平成十一年における公務員給与の改定、消費者物価の動向その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を〇・一五%引き上げるほか、遺族加算額等についても所要の改定を行お					

短期在職者		現行年額(円)		改定年額(円)	
区 分		現行年額(円)	改定年額(円)	現行年額(円)	改定年額(円)
短期在職者	長期在職者	現行年額(円)	改定年額(円)	現行年額(円)	改定年額(円)
実在職年九年未満	六年以上九年未満	七九〇、〇〇〇	七九一、〇〇〇	五九一、五〇〇	五九四、〇〇〇
六年以上九年未満	六年以上九年未満	四七四、〇〇〇	四七五、二〇〇	三九六、〇〇〇	三九八、〇〇〇
六年以上九年未満	六年以上九年未満	三九六、〇〇〇	三九八、〇〇〇	三九八、〇〇〇	三九八、〇〇〇

3 公務関係扶助料の最低保障額の増額
公務扶助料、増加非公死扶助料及び特別扶助料の最低保障額を、平成十二年四月分以降、次表のとおり〇・一五%引き上げること。

官 報 (号 外)

区 分	現 行 年 額(円)	改 定 年 額(円)
公 務 扶 助 料	一、八〇九、〇〇〇 遺族加算を含む額	一、八一四、〇〇〇 遺族加算を含む額
増加非公死扶助料及び特例扶助料	一、四〇七、〇〇〇 遺族加算を含む額	一、四一、〇〇〇 遺族加算を含む額

4 傷病恩給の基本年額の増額
増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給の基本年額を、平成十二年四月分以降、それぞれ次表のとおり○・二五%引き上げること。

区 分	現 行 年 額(円)	改 定 年 額(円)
第一項症	五、七〇九、〇〇〇	五、七三三、〇〇〇
第二項症	四、七五七、〇〇〇	四、七六九、〇〇〇
第三項症	三、九一七、〇〇〇	三、九二七、〇〇〇
第四項症	三、一〇〇、〇〇〇	三、一〇八、〇〇〇
第五項症	二、五〇八、〇〇〇	二、五一四、〇〇〇
第六項症	二、〇二八、〇〇〇	二、〇三三、〇〇〇
第七項症	一、八四八、〇〇〇	一、八五三、〇〇〇

(二) 傷病年金

区 分	現 行 年 額(円)	改 定 年 額(円)
(三) 特例傷病恩給		
第一款症	一、六八二、〇〇〇	一、六八六、〇〇〇
第二款症	一、三四九、〇〇〇	一、三五二、〇〇〇
第三款症	一、〇八六、〇〇〇	一、〇八九、〇〇〇
第四款症	九五九、〇〇〇	九六一、〇〇〇

区 分	現 行 年 額(円)	改 定 年 額(円)
第一項症	四、三五二、一〇〇	四、三六三、〇〇〇
第二項症	三、六二九、九〇〇	三、六三九、〇〇〇
第三項症	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇七、五〇〇
第四項症	一、三七八、〇〇〇	二、三八三、九〇〇

第 五 項 症	一、九三三、九〇〇	一、九三八、七〇〇
第 六 項 症	一、五六七、二〇〇	一、五七一、二〇〇
第 一 款 症	一、四二四、六〇〇	一、四二八、二〇〇
第 二 款 症	一、二九六、六〇〇	一、二九九、八〇〇
第 三 款 症	一、〇四二、五〇〇	一、〇四五、一〇〇
第 四 款 症	八四一、五〇〇	八四四、六〇〇
第 五 款 症	七四一、一〇〇	七四三、〇〇〇

5

(一)

傷病者遺族特別年金の基本年額の増額
傷病年金又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族に係る基本年額を、平成十二年四月分以降、○・二五%引き上げるほか、低額恩給改善の趣旨から二千円の上積みを行うこと。

現 行 年 額(円)	改 定 年 額(円)
三九六、五〇〇 遺族加算を含む額	三九九、五〇〇 遺族加算を含む額
四八八、四一〇	四九三、四一〇

(二)

第二款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族に係る基本年額を、次のとおり引き上げること。

現 行 年 額(円)	改 定 年 額(円)
二九七、四〇〇 遺族加算を含む額	二九九、六〇〇 遺族加算を含む額
三八九、三一〇	三九三、五一〇

6

(一)

遺族加算の増額
公務関係扶助料及び傷病者遺族特別年金受給者に支給される遺族加算の年額を、平成十二年四月分以降、次表のとおり増額すること。

区 分	現 行 年 額(円)	改 定 年 額(円)
公務関係扶助料	一三九、七〇〇	一四一、一〇〇
傷病者遺族特別年金	九一、九一〇	九三、九一〇

7

短期在職の旧軍人等に係る仮定俸給の改善
短期在職の旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの方の遺族等に給する恩給の年額を計算する基礎となる仮定俸給年額を、平成十二年四月分以降、一号俸引き上げること。

四月分以降、一号俸引き上げること。

8 施行期日

この法律は、平成十二年四月一日から施行すること。

二 本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当

な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

一般会計予算に約四十二億九十八百万円が計上され、報告する。

平成十二年三月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿
内閣委員長 植竹繁雄

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成十二年一月十日
内閣総理大臣 小淵恵三

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格
格安定法の一部を改正する法律

(大豆なたね交付金暫定措置法の一部改正)

第一条 大豆なたね交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大豆交付金暫定措置法

第一条第一項中「及びなたね」及び「又はなたね」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第一項又は第二項に、「調整販売計画等」を「同条第一項の調整販売計画等」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

前項の交付金の金額は、生産者団体等ごとに、次項の規定により定められる交付金の単価に、大豆の生産からその生産に係る大豆の売渡しの委託当該委託を受けた大豆の集荷の業務を行う者からの当該委託に係る大豆

の売渡しの委託及び当該大豆につき順次行われる売渡しの委託を含む。)を受けて農林水産省令で定める期間内に当該生産者団体等が販売した大豆(大豆の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定める基準に適合するものの積立てに要する費用を大豆の生産者が生産者団体等に支払う旨の定めがある契約に係るものに限る。)の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

3 交付金の単価は、農林水産大臣が、販売することを主たる目的として大豆の生産を行つていると認められる生産者の生産費その他の生産条件、大豆の需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参考し、大豆の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

第二条第四項中「基準価格及び第二項の農林水産大臣の定める数量」を「交付金の単価」に改め、「又はなたね生産」を削り、「大豆又はなたね」を「大豆」に改め、同条第五項中「基準価格、標準販売価格、第二項の最低標準額及び同項の農林水産大臣の定める数量」を「交付金の単価」に改め、同条第六項中「基準価格及び第二項の最低標準額」を「交付金の単価」に、「おおむね収穫期前の期間内で」を「翌年産の大豆につき」に改め、同条に次の二項を加える。

7 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、交付金の単価を改定することができる。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定による交付金の単価の改定について準用する。

この場合において、第六項中「毎年、翌年産の大豆につき、政令で定める期日までに定めて」とあるのは、「遅滞なく」と読み替えるものとする。

第三条を次のように改める。

第三条 次条第一項又は第二項の規定により同条第一項の調整販売計画等の承認を受けた生産者団体等が前条第二項の農林水産省令で定める期間内に販売した大豆の銘柄別の販売価格の平均額が、大豆の標準的な生産費として立金で定める。

農林水産大臣が定める金額を超えるときは、同条第三項の規定にかかるわらず、当該生産者団体等が販売した当該銘柄の大豆について、その販売価格は、農林水産大臣の定めるところにより、その交付金の単価(同条第七項の規定により交付金の単価が改定された場合には、その改定後の交付金の単価)を減額するものとする。

この場合において、同条第二項中「次項の規定により定められる」とあるのは「次項及び次条第一項の規定により定められる銘柄別の」と、「販売した大豆」とあるのは「販売した該銘柄別の大豆」と、「数量に相当する数を乗じて得た」とあるのは「数量に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した」とする。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯書類その他の物件を検査させることができるものとする。

第七条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内産の大豆の生産者若しくは生産者団体等に対して必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、その帳簿、

別」を「各銘柄別」に改め、同条を第五条とす。

第七条中「及びなたね」を削り、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(報告及び検査)

第七条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内産の大豆の生産者若しくは生産者団体等に対し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、その帳簿、

書類その他の物件を検査させることができるものとする。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯書類その他の物件を検査させることができるものとする。

第八条 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人は、行為者を罰する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人は、行為者を罰する。

第六条第一項中「種類等別の基準価格」を「銘柄別の交付金の単価」に、「各種類等別」を「各銘柄別」に改め、「又はなたね」を削り、同条第二項中「又はなたね」を削り、「種類等別の基準価格」を「銘柄別の交付金の単価」に、「各種類等

(農産物価格安定法の一部改正)

第一条 農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第一項の見出しを「買入れ」に改め、同条第二百一十五号の二の一部を次のように改正する。

第一項中「甘しよ生切干、甘しよでん粉、馬鈴しよでん粉、なたね」を「かんしよ生切干、かんしよでん粉、ばれいしよでん粉」に、「売渡しの申込」を「売渡しの申込み」に改める。

第四条の見出し中「甘しよ及びばれいしよ」に改め、同条中「壳渡の申込」を「壳渡しの申込み」に、「甘しよでん粉」を「かんしよでん粉」又は「馬鉛しよでん粉」を「かんしよでん粉」又は「ばれいしよでん粉」に、「甘しよ又は馬鉛しよ」を「かんしよ又はばれいしよ」に、「壳渡の対価」を「壳渡しの対価」に、「基く」を「基づく」に改めを。する。

二年以前の生産に係る大豆及び平成十二年以前の生産に係るなたねに係る交付金の交付については、なお従前の例による。

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提

出で置する黒告書

議案の目的及び要旨

本案は、需要の動向に応じた大豆の生産の確保を図るため、大豆に係る交付金について、農

一 議案の可決理由
本案は、需要の動向に即した大豆の生産の確保を図るための措置等として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本法施行に要する経費

平成十二年度一般会計予算(農林水産省所管)に、大豆生産者団体等交付金として百五十四億

二千九百三十万円が計
右報告する。

平成十二年三月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

別紙

大豆がたれ交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案に対する

附 帯 決 議

に努め、大豆の生産の増大と自給率の向上、農家の所得の安定に万全を期すべきである。

記

新かな交付金制度の適用は当然で、農業者が意欲を持って生産に取り組めるよう、大豆

生産の実態等を十分勘案するとともに、その生産の増大と所得の安定に配慮すること。

また、水田における大豆の本格的生産、外国産大豆の輸入動向等にかんがみ、国産大豆の需

給均衡を図るため、生産者団体における販売・主導体制の論議等の措置を講ずること。

生産体制の強化等の措置を講じること

産者の所得の変動の緩和に資するよう、その仕組みと運用に十分配慮するとともに、適宜必要

な見直し・改善を図ること。

者との連携による高品質多収品種の育成・普及、主産地の形成に資する機械・施設の整備

理

需要の動向に応じた大豆の生産の確保を図るため、大豆に係る交付金について、農家所得に販売価格が適確に反映されるようその金額の算定方法

（経過措置）
第一回の施行から一ヶ月以内に、二回目の施行を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の大豆交付金暫定措置法(以下「新法」という。)の規定は、平成十二年産の大豆から適用する。

官 報 (号 外)

四 なたねを交付金制度の対象から除外するに当たっては、産地の実態に即した国産なたねの生産の振興が図られるよう措置すること。
五 遺伝子組換えによる輸入大豆・なたねが国内に流通していることにかんがみ、その安全性の確保を図ることはもとより、新しい品質表示制度の運用に際しては、消費者の意向に十分分配意度の対処すること。

六 原料大豆に係る国産使用表示の的確な実施を通じて消費者の選択に資するため、新たな品質表示基準を周知徹底するとともに、国産大豆利用促進に向けた関係団体の主体的な取組を助長すること。

七 WTO農業交渉に当たっては、大豆生産の増大を図る環境を整備する観点からも、食料安全保障、多面的機能の発揮等についての我が国の主張を堅持すること。
右決議する。

国会に提出する。

右
正する法律案

平成十二年一月四日

内閣総理大臣 小渊 恵三

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律
第60号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「平成十一年度」を「平成二十一年度」に改める。

附 則
この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
理由
明日香村における歴史的風土の保存と住民生活の調和を図るため、引き続き、明日香村が行う生活環境及び産業基盤の整備のために必要な事業に対する国の負担又は補助の割合の特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の円滑な推進を図るために、所要の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 明日香村整備計画に基いて、明日香村に国又は奈良県から負担金又は補助金の交付を受けて行う事業に係る経費に対する国の負担額又は補助の割合の特例措置を、平成二十一年

右
国会に提出する。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律

第五条第一項中「平成十一年度」を「平成一一年度」に改める。

明曰香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備
査促進特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十二年三月八日

1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第三百四十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「平成二年度」を「平成十一年度」に改める。

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律

國立に提王する。

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

三 明日香村の埋蔵文化財についてでは、計画的な発掘調査等を進めるとともに、我が国の歴史に対する国民の認識が一層深まるよう、その保存、活用に努めること。

明日香村整備基金が明日香村の歴史的風土の保存に当たり、住民の理解と協力を求める上で重要な役割を果たしていることにかんがみ、住民生活の安定向上等のため行われる事業が今後とも着実に実施できるよう配慮すること。

二 農林業が明日香村における歴史的風土の保存に果たす役割の重要性にかんがみ、農林業従事者の確保・育成に努めるとともに、その振興に

第三条第六項に後段として次のように加え
る。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

2 (中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)
中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。
第千百三十八条の次に次の二条を加える。

二 議案の可決理由

施の促進を図るための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十二年度一般会計予算(国土庁及び国土交通省所管)に百四十五億五千五百五十九万八千円が計上されている。

右報告する。

平成十二年三月八日

建設委員長 大口 善徳

[別紙]

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 國土調査の実施に当たっては、国土の全域にわたり均衡のとれた進捗が図られるよう、立ち遅れている都市部における地籍調査事業の積極的な推進に努めること。

二 地方公共団体における國土調査の実施体制の拡充を図るとともに、所要の予算の確保に努めること。

三 民間の専門技術者を活用した筆地調査を行うに当たっては、土地所有者等との信頼関係が確保されるよう地方公共団体に対する指導に万全を期すこと。

四 一筆地調査における立会手続の弾力化については、立会を得られないかた土地所有者等が不利益をこうむることのないよう、十分留意すること。

五 國土調査の重要性にかんがみ、國民の一層の理解を深めるため、國土調査の必要性についてあらゆる方法を通じて広く周知するよう努めること。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

右

平成十二年一月四日

内閣総理大臣 小渕 恵三

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第二十一号)の一部を次のようにより改正する。

附則第二項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第二十一号)の一部を次のようにより改正する。

附則第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第二十一号)の一部を次のようにより改正する。

附則第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の供給の促進等のため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第二十一号)の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、居住環境が良好で家賃が適正な賃貸

住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するため、所要の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 農地の所有者がその農地を転用して行う賃

貸住宅の建設等に要する資金の融通について

を図るため、土地区画整理事業の推進、地区計画策定の推進等に積極的に努めること。

三 職住近接の住宅宅地供給を効果的に促進するため、居住環境の改善に関連して必要となる公共交通施設、生活関連施設等の整備を積極的に推進すること。

四 良好な居住環境を備えた住宅市街地の整備を図るため、地方公共団体、農業協同組合等が農地所有者に対して適切な助言を行えるよう積極的な指導を行うこと。

三 本法の施行に要する経費

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第二十一号)の一部を次のようにより改正する。

附則第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

官 報 (号外)

第百九十八条のうち、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法第七条の改正規定中「第七条」を「第三条及び第七条」に改める。

理 由
特定市街化区域農地の宅地化を促進するために行われるべき措置の適用期限を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定市街化区域農地の所有者が市に對して土地地区画整理事業の施行の要請をすることができる期限及び特定市街化区域農地の所有者等が当該農地を転用して賃貸住宅又は分譲住宅を建設する場合等における住宅金融公庫の貸付けの特例(貸付金利の軽減)を適用する期限を、平成十八年三月三十一日まで延長するものとする。

2 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十二年三月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 建設委員長 大口 善徳

〔別紙〕

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 市街化区域農地の宅地化の推進に当たっては、農地所有者の意向や地域の住宅事情の動向を適切に把握し、世帯向けの良質な賃貸住宅が適正な家賃で供給できるよう積極的に努めること。

二 市街化区域農地の一体的かつ計画的な宅地化を図るため、土地区画整理事業の推進、地区計画策定の推進等に積極的に努めること。

三 職住近接の住宅地供給を効果的に促進するため、居住環境の改善に関連して必要となる公共施設、生活関連施設等の整備を積極的に推進すること。

四 良好な居住環境を備えた住宅市街地の整備を図るため、地方公共団体、農業協同組合等が農地所有者に對して適切な助言を行えるよう積極的な指導を行うこと。

官 報 (号外)

平成十二年三月九日 衆議院会議録第九号

明治三十九年三月三十一日
郵便物認可

発行所
二東京下
番四都五十五区一八四門二丁目
大藏省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体
一一〇円)